nikko am

投資信託説明書
目 論 見 書
2007.9.15

インデックスファンド225

追加型株式投資信託／インデックス型（日経225連動型）／自動けいぞく投資適用

本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。

設定・運用は
日興アセットマネジメント

nikko am

投資信託説明書
交付目論見書
2007.9.15

インデックスファンド225

追加型株式投資信託／インデックス型（日経225連動型）／自動けいぞく投資適用

設定・運用は
日興アセットマネジメント

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

「インデックスファンド２２５」（マザーファンドを含みます。）は、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

◆ この目論見書により行なう「インデックスファンド２２５」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和２３年法第２５号）第5条の規定により有価証券届出書を平成１９年9月１４日に関東財務局長に提出しており、平成１９年9月１５日にその効力が発生しております。

◆ 当該有価証券届出書「第三部　ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

基準価額、販売会社などにつきましては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ　アドレス　　http://www.nikkoam.com/

コールセンター　電話番号　０１２０－２５－１４０４
午前9時～午後5時　土、日、祝・休日は除きます。
（半休日となる場合は午前9時～正午）

下記の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

記

■ 当ファンドのリスクについて

- 当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行者の財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。
- 当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」および「指数とのカイ離リスク」などがあります。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドのリスク」をご覧ください。

■ 当ファンドの手数料などについて

≪お申込時、ご換金（解約）時にご負担いただく費用≫

申込手数料 （1口当たり）	基準価額に対し2.1％（税抜2％）以内 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金（解約）手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

≪信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用≫

信託報酬	純資産総額に対し年率0.546％（税抜0.52％）以内
売買委託手数料など*	・組入有価証券の売買委託手数料 ・監査費用 ・借入金の利息 ・立替金の利息　　など

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「費用・税金」をご覧ください。

*売買委託手数料などについては、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

当ファンドの手数料などの合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

金融商品取引法等の施行について

証券取引法等の一部を改正する法律が平成１８年６月１４日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から１年６ヵ月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行なわれます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行なっていきますが、この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

[参考] 予定されている約款変更の内容

信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１３項	投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項

目　　次

基本情報について

ファンドの概要 …… 1

運用の内容について

ファンドの特色 …… 3
投資方針 …… 7
投資方針
投資対象
分配方針
投資制限
ファンドのリスク …… 9
ファンドの仕組み・体制 …… 11
ファンドの仕組み
運用体制・リスク管理体制

手続きと費用について

取得申込み手続き …… 13
換金手続き …… 15
費用・税金 …… 17

運営方法について

管理および運営 …… 21
基準価額
償還
信託約款の変更
異議の申立て
公告
その他

運用の状況について

ファンドの運用状況 …… 27
財務ハイライト情報 …… 32

その他

約款 …… 34
用語集 …… 48

ファンドの概要

ファンドの名称	インデックスファンド225（以下「ファンド」といいます。）
商品分類	追加型株式投資信託／インデックス型（日経225連動型）／自動けいぞく投資適用 ※「インデックス型（日経225連動型）」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上、株式への投資に制限を設けず、日経225指数に連動する運用成果を目指すもの」として分類されるファンドをいいます。
ファンドの目的	わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価（225種・東証）の動きに連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	「インデックス マザーファンド 225」受益証券ならびにわが国の証券取引所に上場株式されている株式を主要投資対象とします。 ▶ 詳しくは、後述の『投資対象』をご覧ください。
主な投資制限	・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ▶ 詳しくは、後述の『投資制限』をご覧ください。
主なリスク	・価格変動リスク ・流動性リスク ・信用リスク ・指数とのカイ離リスク ▶ 詳しくは、後述の『ファンドのリスク』をご覧ください。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.546％（税抜0.52％）以内
信託期間	無期限（昭和63年6月17日設定） ▶ 詳しくは、後述の『償還』をご覧ください。
決算日	毎年6月16日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、利子・配当収入を中心に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ▶ 詳しくは、後述の『分配方針』をご覧ください。
運用報告書の作成	委託会社は、毎期決算後および償還後に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

■ 商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申しあげます。

取得・換金（解約）に関して

取得・解約 取扱時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）まで
申込価額	取得申込受付日の基準価額
申込手数料	販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社における申込手数料率は2.1％（税抜2％）が上限となっております。
申込単位	販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込代金の支払い	販売会社が指定する日までにお支払いください。
解約価額	解約請求受付日の基準価額
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
解約単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約代金の支払い	原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

主な用語の解説

信託報酬（しんたくほうしゅう）
投資信託の運用や管理の対価として、委託会社、受託会社、販売会社が信託財産の中から受け取る報酬のことをいいます。

運用報告書（うんようほうこくしょ）
投資家に対して、運用状況（期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況など）に関する情報を報告する書類のことです。

信託財産留保額（しんたくざいさんりゅうほがく）
投資信託を解約される投資家の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

➡ 本書で用いている専門的な用語については、後述の『用語集』をご覧ください。

ファンドの特色

1 日経平均株価（225種・東証）の動きに連動する投資成果をめざします。

・「インデックス マザーファンド 225」受益証券への投資を通じて、日本株式市場全体の動きをとらえ、日経平均株価（225種・東証）の動きに連動する投資成果をめざします（ファミリーファンド方式※）。
※後述の「ファミリーファンド方式について」をご参照ください。

・中長期にわたって保有することで、日本経済の成長を享受することが可能になります。

2 「バーラ日本株式モデル」に従って、東京証券取引所第一部上場全銘柄の中から、原則として200銘柄以上に投資します。

マザーファンドにおいて、モダンポートフォリオ理論に基づく「バーラ日本株式モデル」を活用した日経平均株価の特性分析により、原則として200銘柄以上で運用しながら日経平均株価との高い連動性の実現に努めます。

3 株式の実質組入比率は高位を保ちます。

株式組入比率（マザーファンドにおいて保有する株式を含みます。）は原則として高位を維持します。したがって、基準価額は大きく変動することがあります。

日経平均株価（225種・東証）の動きへの連動をめざします

マザーファンドにおいて、日経平均株価（225種・東証）の動きに連動する投資成果をめざし、「バーラ日本株式モデル」を活用し、次のポートフォリオ管理を行ないます。

①投資対象銘柄の中から、原則として200銘柄以上に分散投資を行ないます。
②資金の流出入に伴なう売買にあたっては、最適ポートフォリオと信託財産のポートフォリオのカイ離を縮小するように売買を行ないます。
③株式の組入比率は、高位を保ちます。

なお、当ファンドの基準価額と日経平均株価の動きのカイ離は、主として株式の配当金、信託報酬の費用負担、組入銘柄の選定に伴なう影響などにより生じます。

バーラ日本株式モデル

日本株式への投資から期待される収益（必然的にリスクを伴ないます。）の発生源を、

①市場全体の動き
②財務・株式関連データから開発された個別銘柄の株価変動指標
③業種指標
④ポートフォリオ（または個別銘柄）固有の特性

などからもたらされる部分に分解・分析し、数値化します。

これらのデータをもとに、常に市場全体の株価変動の性格分析を行なうと同時に、検証を重ねつつ最適のポートフォリオを求めます。

日経平均株価（225種・東証）

日経平均株価（225種・東証）は、株式会社日本経済新聞デジタルメディアが発表している株価指数で、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、株式市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。

同株価指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属します。また、株式会社日本経済新聞社は同株価指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

運用プロセス評価

当ファンドは、三菱アセット・ブレインズ株式会社の投資評価「総合レイティング」で、最高評価「Aaa」を獲得しています。(2007年7月末現在)

※当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

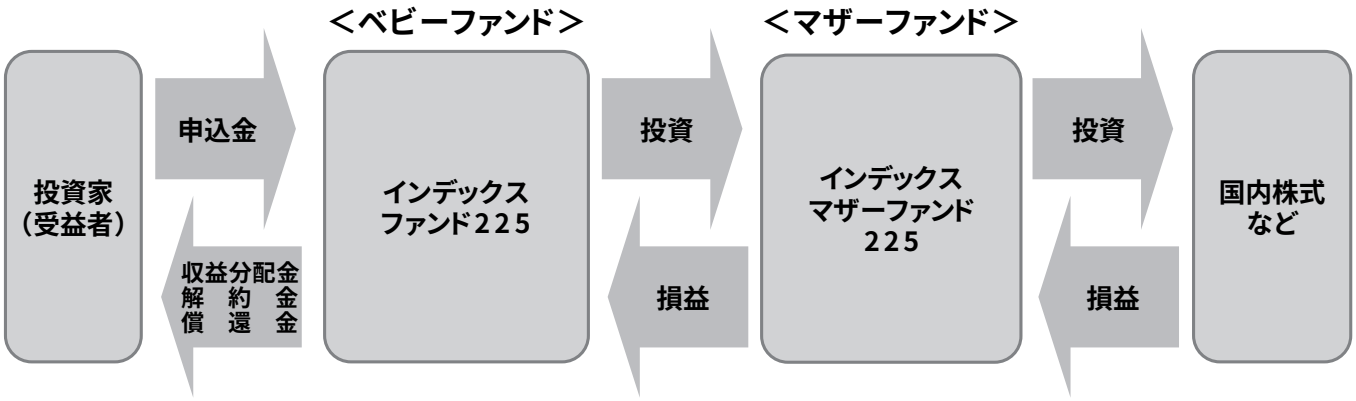

投資対象とするマザーファンドの概要

インデックス マザーファンド 225

運用の基本方針	
基本方針	わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価（225種・東証）の動きに連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	わが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。
投資方針	・投資成果を日経平均株価（225種・東証）の動きにできるだけ連動させるため、「バーラ日本株式モデル」に従い次のポートフォリオ管理を行ないます。 ①東京証券取引所第一部に上場されている株式を投資対象とし、分散投資を行ないます。 ②資金の流出入に伴なう売買にあたっては、最適ポートフォリオと信託財産のポートフォリオのカイ離を縮小するように売買を行ないます。 ③株式の組入比率は、高位を保ちます。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50％以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井アセット信託銀行株式会社 ※関係当局の認可等を前提に、平成19年10月1日付で中央三井アセット信託銀行株式会社に商号変更する予定です。
信託期間	無期限（平成13年10月26日設定）
決算日	毎年6月16日（休業日の場合は翌営業日）

投資方針

投資方針

・わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価（225種・東証）の動きに連動する投資成果をめざします。

・「インデックス マザーファンド 225」受益証券ならびにわが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

・株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50％以下とします。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象

「インデックス マザーファンド 225」受益証券ならびにわが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

※その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

分配方針

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1）分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2）分配対象額についての分配方針
利子・配当収入を中心に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3）留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞
原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞
毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

投資制限

約款に定める投資制限

1）株式への実質投資割合には制限を設けません。

2）投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

3）外貨建資産への投資は行ないません。

※その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

法令による投資制限

1）同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

2）先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則）
ファンドにおける有価証券先物取引等による評価損が、ファンドの純資産総額の50％を超える額となる取引は行ないません。

ファンドのリスク

ファンドのリスク

・当ファンド（マザーファンドを含みます。）は、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を充分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク
一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク
市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク
一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

指数とのカイ離リスク
当ファンドの基準価額と日経平均株価の動きのカイ離は、主として株式の配当金、信託報酬の費用負担、組入銘柄の選定に伴なう影響などにより生じます。

■その他の留意事項

システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

ファンドの仕組み・体制

ファンドの仕組み

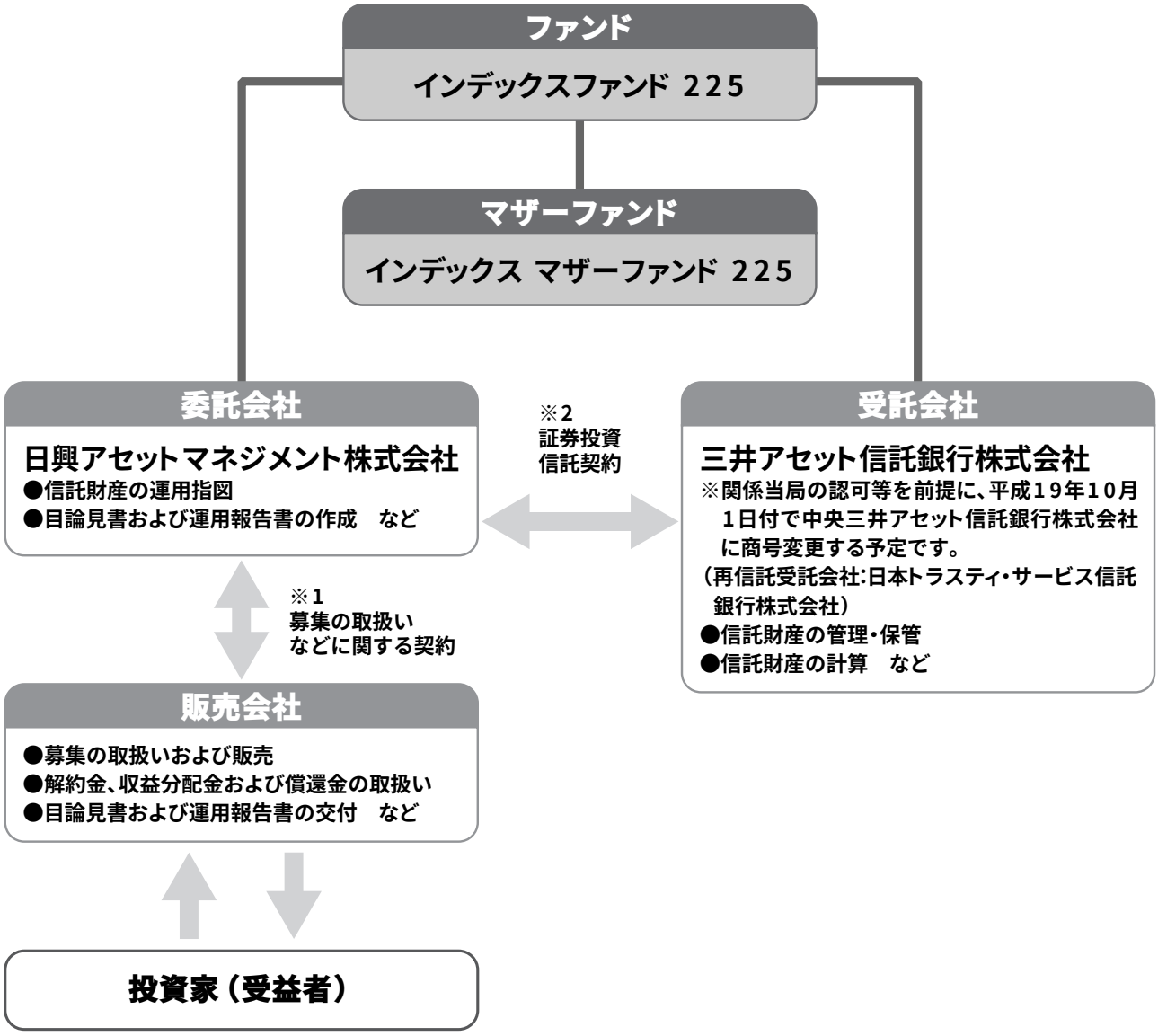

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

運用体制・リスク管理体制

運用体制

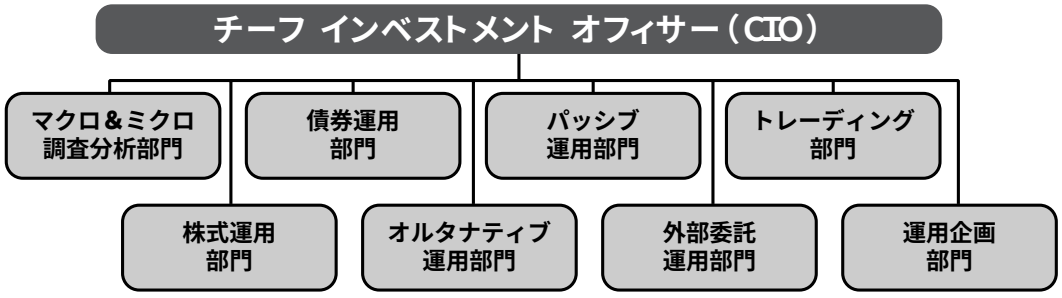

＜運用全体の流れ＞

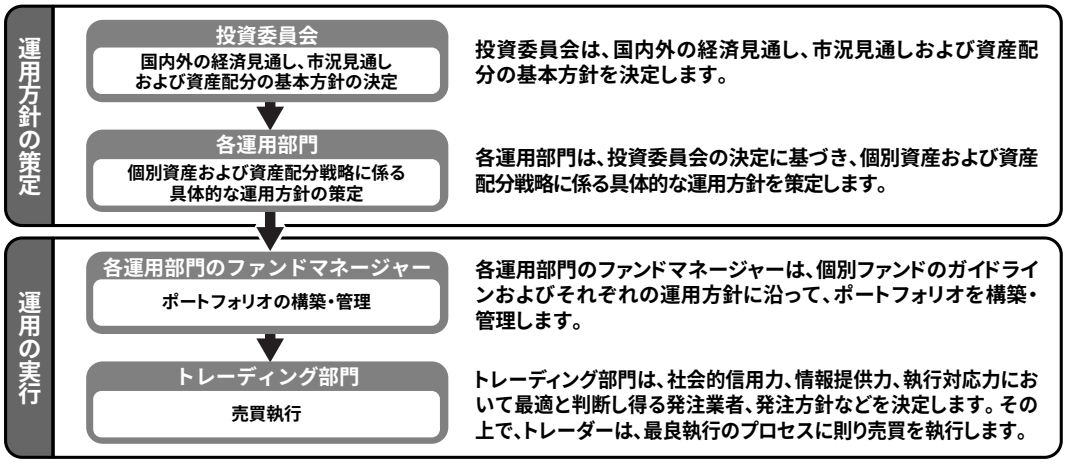

リスク管理体制

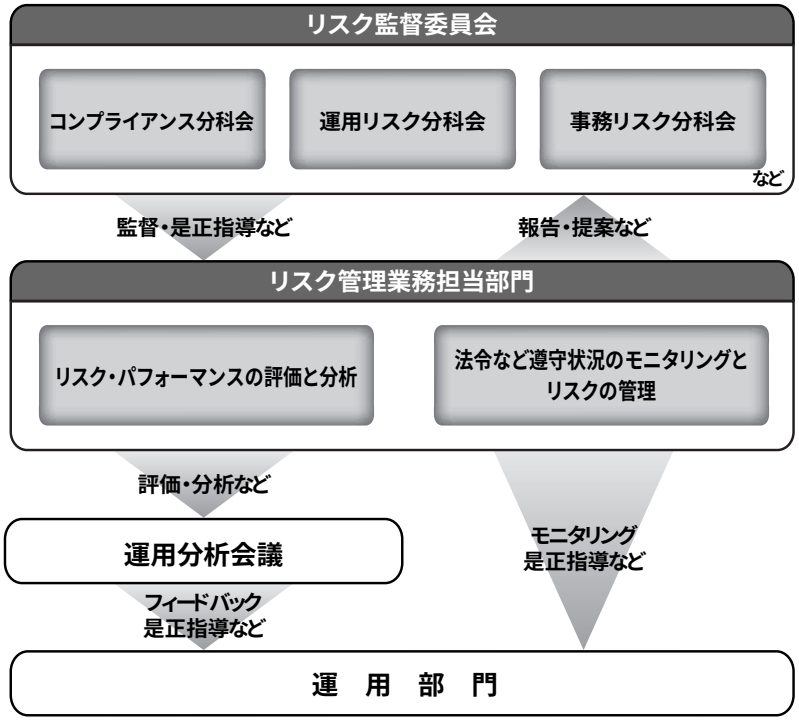

■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会、およびその分科会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその分科会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果については運用リスク分科会などで報告し運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

取得申込み手続き

＜申込みについて（イメージ図）＞

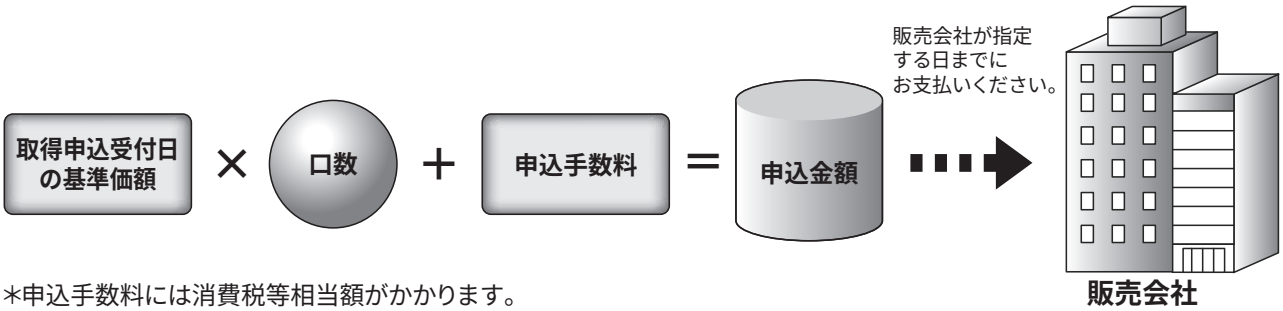

＊申込手数料には消費税等相当額がかかります。

申込みの方法など	
申込方法	販売会社所定の方法でお申し込みください。
コースの選択	収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。 分配金再投資コース･･･収益分配金を自動的に再投資するコースです。 分配金受取りコース･･･収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
申込取扱場所	販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込みの時間など	
申込みの受付	販売会社の営業日に受け付けます。
取扱時間	原則として、午後３時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前１１時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
申込期間	平成１９年９月１５日から平成２０年９月１６日までとします。 ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

申込みの金額など	
申込価額	取得申込受付日の基準価額とします。 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込手数料	販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社における申込手数料率は2.1％（税抜2％）が上限となっております。 ・申込手数料の額（1口当たり）は、申込価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。 ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。 ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。
申込金額	申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
申込単位	販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込代金の支払い	取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
その他	
受付の中止および取消	委託会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

換金手続き

≪解約請求による換金≫

＜換金（解約）について（イメージ図）＞

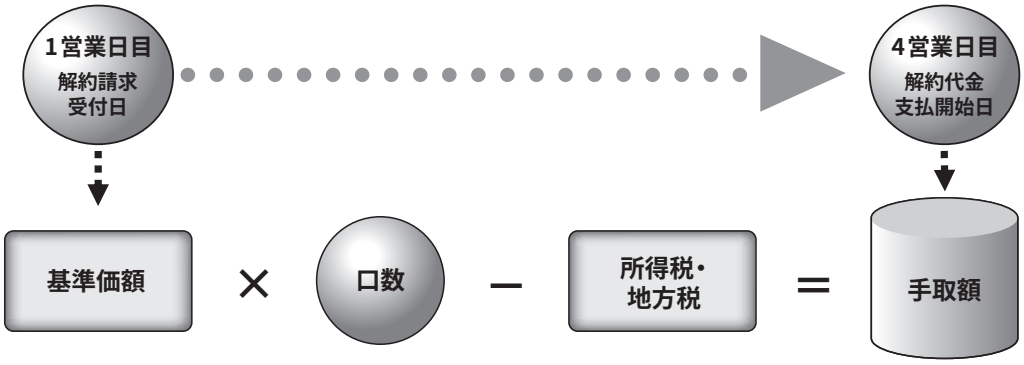

換金（解約）の時間など	
解約の受付	販売会社の営業日に受け付けます。
取扱時間	原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前１１時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
解約制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金（解約）の金額など	
解約価額	解約請求受付日の基準価額とします。 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
手取額	１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し１０％（内国法人は所得税のみの７％））を差し引いた金額となります。 ※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、後述の「費用・税金」をご覧ください。
解約単位	１口単位 ※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約代金の支払い	手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して４営業日目からお支払いします。
その他	
受付の中止 および取消	委託会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

≪買取請求による換金≫

買取りの受付	販売会社の営業日に受け付けます。
取扱時間	原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前１１時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
買取制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
買取価額	買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、後述の「費用・税金」をご覧ください。
買取手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
手取額	１口当たりの手取額は、当該買取価額となります。
買取単位	１口単位 ※販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
受付の中止 および取消	販売会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。

費用・税金

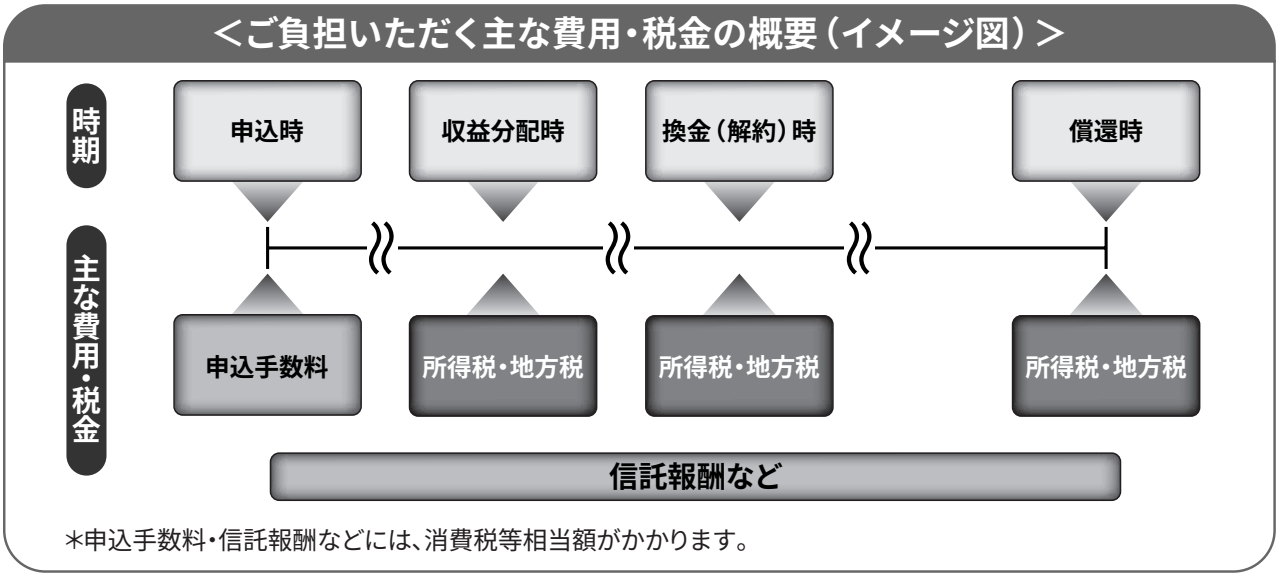

≪申込時、収益分配時、換金（解約）時などにご負担いただく費用・税金≫

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料（1口当たり）	基準価額の2.1％（税抜2％）以内
収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し10％＊
換金（解約）時（解約請求）	換金（解約）手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	所得税・地方税	個別元本超過額に対し10％＊
償還時	所得税・地方税	個別元本超過額に対し10％＊

＊上記の税率は個人の場合であり、法人の場合は7％（所得税のみ）の源泉徴収となります。

※申込手数料は販売会社が定めます。上記は販売会社が定めた手数料率のうち上限の率を記載しております。

※買取請求に係る課税上の取扱いについては、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

≪信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用・税金≫

<table>
<tr><th>時期</th><th>項目</th><th>費用・税金</th></tr>
<tr><td rowspan="2">毎日</td><td>信託報酬</td><td>純資産総額に対し年率0.546％（税抜0.52％）以内
・信託報酬（有価証券届出書提出日現在）の配分は、以下の通りです。
<table>
<tr><th rowspan="2">販売会社毎の純資産総額</th><th colspan="4">信託報酬率（年率）</th></tr>
<tr><th>合計</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr>
<tr><td>1,000億円以下の部分</td><td rowspan="2">0.5460％
（0.52％）</td><td>0.2310％
（0.22％）</td><td>0.2100％
（0.20％）</td><td rowspan="2">0.1050％
（0.10％）</td></tr>
<tr><td>1,000億円超の部分</td><td>0.1785％
（0.17％）</td><td>0.2625％
（0.25％）</td></tr>
</table>
※括弧内は税抜です。
・信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。</td></tr>
<tr><td>監査費用</td><td>信託財産の財務諸表の監査に要する費用</td></tr>
<tr><td>随時</td><td>売買委託手数料など</td><td>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息など
・詳しくは、後述の「その他の費用などについて」をご覧ください。</td></tr>
</table>

※監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

■その他の費用などについて

＜売買委託手数料など＞

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

1）組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

2）信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

※投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

≪課税上の取扱い≫

個人受益者の場合

1）収益分配金、解約金、償還金の取扱い

・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、１０％（所得税７％および地方税３％）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用あり）を選択することもできます。

・解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡益との損益通算が可能です。なお、その年に控除しきれない金額は、翌年以降３年間にわたり繰越控除ができます。

※上記の１０％（所得税７％および地方税３％）の税率は、平成２１年４月1日以降は２０％（所得税１５％および地方税５％）の税率となる予定です。

2）買取請求の取扱い

・買取請求した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し１０％（所得税７％および地方税３％）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。なお、その年に控除しきれない譲渡損失は、翌年以降３年間にわたり繰越控除ができます。

※上記の１０％（所得税７％および地方税３％）の税率は、平成２１年1月1日以降は２０％（所得税１５％および地方税５％）の税率となる予定です。

法人受益者の場合

1）収益分配金、解約金、償還金の取扱い

・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、７％（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。

・源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

※上記の７％（所得税のみ）の税率は、平成２１年４月1日以降は１５％（所得税のみ）の税率となる予定です。

2）益金不算入制度の適用

原則として、益金不算入制度が適用されます。

個別元本

1）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と特別分配金

1）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

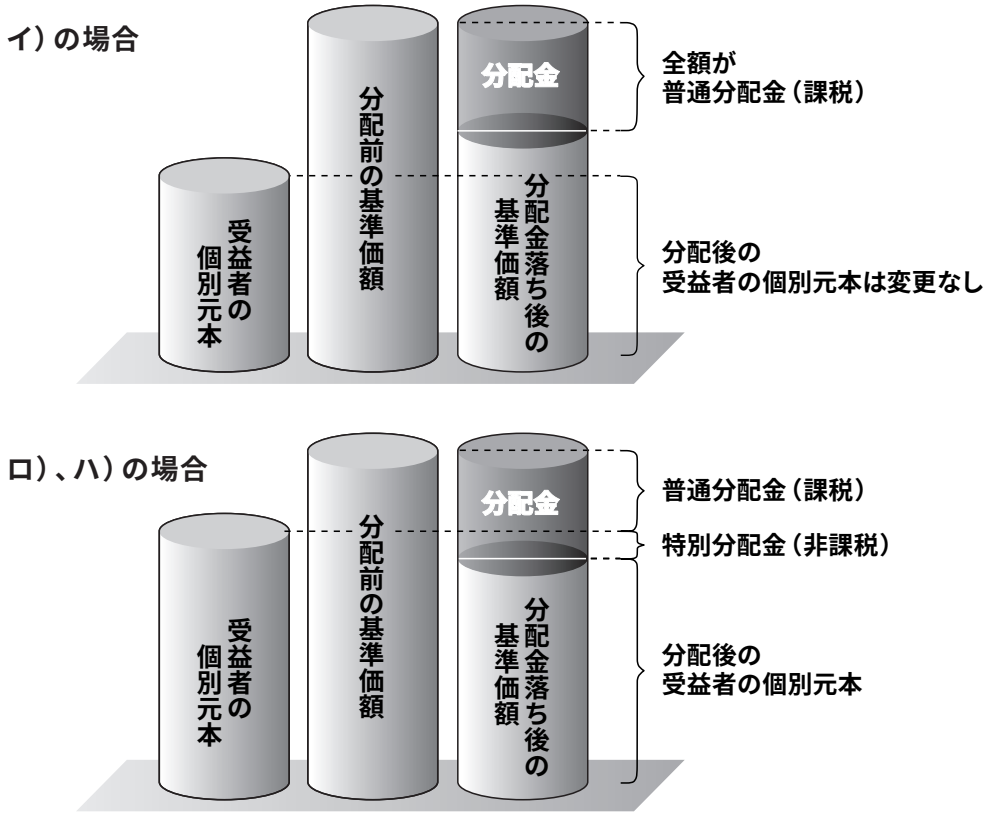

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

管理および運営

基準価額

基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞

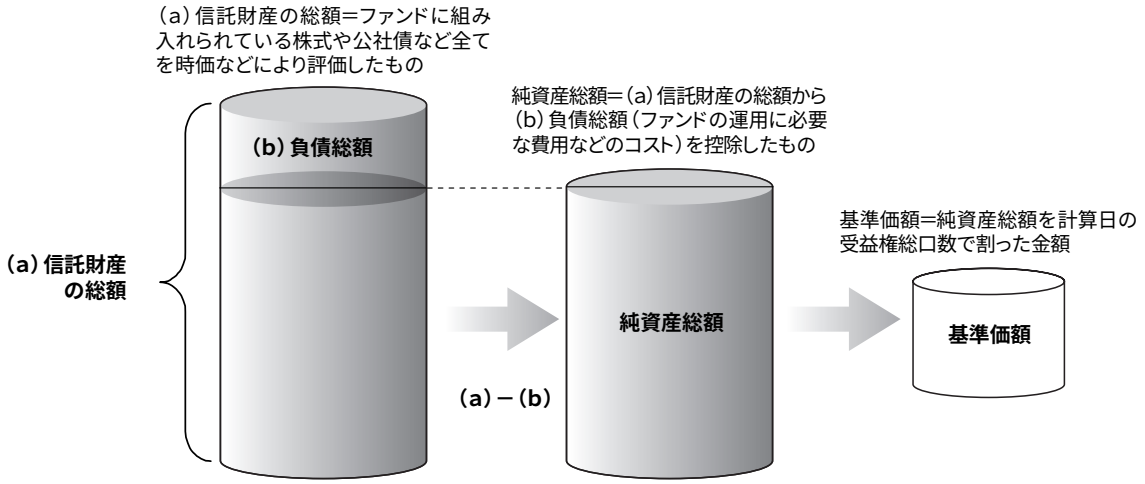

有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

マザーファンド受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
国内上場株式	原則として、基準価額計算日における証券取引所の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。

償還

信託期間

無期限とします（昭和６３年６月１７日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

信託の終了（繰上償還）

1）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により受益権の口数が１０億口を下回ることとなった場合
ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
ハ）対象インデックスが改廃の場合
ニ）やむを得ない事情が発生したとき

2）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときなどには、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

5）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

1）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

2）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞

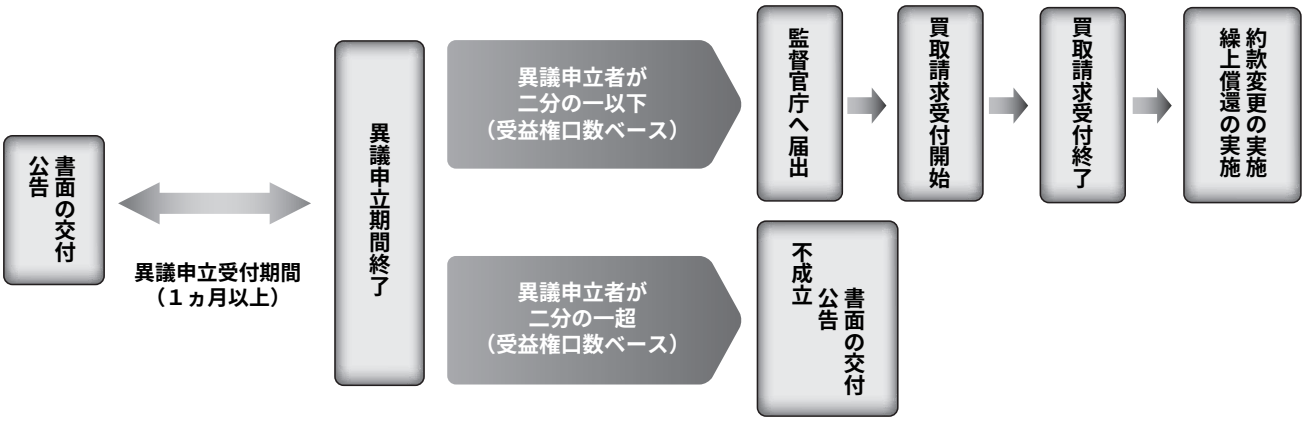

公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

その他

内国投資信託受益証券の形態等

・追加型証券投資信託受益権です。

・格付は取得しておりません。

※ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行（売出）価額の総額

5兆円を上限とします。

払込期日および払込取扱場所

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。

・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

振替機関に関する事項

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

信託金限度額

・1兆円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

計算期間

毎年6月17日から翌年6月16日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

委託会社の概況（平成19年7月末現在）

1）名称
日興アセットマネジメント株式会社

2）代表者の役職氏名
取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー

3）本店の所在の場所
東京都千代田区有楽町一丁目1番3号

4）資本金
16,287百万円

5）沿革
昭和34年:日興證券投資信託委託株式会社として設立
平成11年:日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

6）大株主の状況

名　称	住　所	所有株数	所有比率
株式会社日興コーディアルグループ	東京都中央区日本橋兜町6番5号	112,842,500株	61.31%
ＮＡＭホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	69,170,000株	37.58%

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

・収益分配金・償還金受領権
・解約請求権
・帳簿閲覧権

内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

譲渡制限の内容

①譲渡制限はありません。

②受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

第1　ファンドの沿革

第2　手続等
　1　申込（販売）手続等
　2　換金（解約）手続等

第3　管理及び運営
　1　資産管理等の概要
　　（1）資産の評価
　　（2）保管
　　（3）信託期間
　　（4）計算期間
　　（5）その他
　2　受益者の権利等

第4　ファンドの経理状況
　1　財務諸表
　　（1）貸借対照表
　　（2）損益及び剰余金計算書
　　（3）注記表
　　（4）附属明細表
　2　ファンドの現況
　　純資産額計算書

第5　設定及び解約の実績

上記の情報については、EDINET（エディネット）※でもご覧いただくことができます。

※Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書などを閲覧することができます。

ファンドの運用状況

以下の運用状況は平成19年6月29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
・有価証券指数等先物取引の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（1）投資状況

投資資産の種類		時価（千円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		233,337,026	99.11
	日本	233,337,026	99.11
有価証券指数等先物取引（買建）		(2,124,720)	(0.90)
	日本	(2,124,720)	(0.90)
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		2,105,034	0.89
純資産総額		235,442,061	100.00

（2）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

＜親投資信託受益証券＞

発行地	銘柄名	保有数量（口）	簿価（円）		評価額（円）		投資比率（%）
			単価	金額	単価	金額	
日本	インデックス マザーファンド ２２５	131,213,533,480	1.7771	233,175,639,381	1.7783	233,337,026,587	99.11

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.11
合計	99.11

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

＜有価証券指数等先物取引＞

発行地	銘柄名	種類	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	日経平均株価先物 2007-09	買建	117	2,110,945,936	2,124,720,000	0.90

（3）運用実績

①　純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額（円）		純資産総額（百万円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10計算期間末(1998年06月16日)	0.3861	0.3881	79,175	79,585
第11計算期間末(1999年06月16日)	0.4515	0.4535	87,755	88,144
第12計算期間末(2000年06月16日)	0.4272	0.4292	62,369	62,661
第13計算期間末(2001年06月18日)	0.3318	0.3323	136,302	136,507
第14計算期間末(2002年06月17日)	0.2794	0.2794	181,185	181,185
第15計算期間末(2003年06月16日)	0.2325	0.2325	189,444	189,444
第16計算期間末(2004年06月16日)	0.3061	0.3071	225,025	225,760
第17計算期間末(2005年06月16日)	0.3006	0.3016	227,486	228,242
第18計算期間末(2006年06月16日)	0.3912	0.3942	236,994	238,812
第19計算期間末(2007年06月18日)	0.4770	0.4800	239,117	240,621

	1口当たりの純資産額（円）	純資産総額（百万円）
2006年06月末日	0.4080	252,385
2006年07月末日	0.4065	254,177
2006年08月末日	0.4244	262,644
2006年09月末日	0.4254	262,761
2006年10月末日	0.4324	258,323
2006年11月末日	0.4290	257,866
2006年12月末日	0.4543	255,979
2007年01月末日	0.4583	249,369
2007年02月末日	0.4640	239,678
2007年03月末日	0.4576	240,783
2007年04月末日	0.4604	239,160
2007年05月末日	0.4727	241,768
2007年06月末日	0.4772	235,442

②　分配の推移

	1口当たり税込み分配金（円）
第10期	0.0020
第11期	0.0020
第12期	0.0020
第13期	0.0005
第14期	0
第15期	0
第16期	0.0010
第17期	0.0010
第18期	0.0030
第19期	0.0030

③　収益率の推移

	収益率（%）
第 10 期	△ 29.14
第 11 期	17.46
第 12 期	△ 4.94
第 13 期	△ 22.21
第 14 期	△ 15.79
第 15 期	△ 16.79
第 16 期	32.09
第 17 期	△ 1.47
第 18 期	31.14
第 19 期	22.70

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（参考）インデックス マザーファンド ２２５

以下の運用状況は平成19年6月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

・有価証券指数等先物取引の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（1）投資状況

投資資産の種類		時価（千円）	投資比率（%）
株式		279,803,352	99.62
	日本	279,803,352	99.62
有価証券指数等先物取引（買建）		(871,680)	(0.31)
	日本	(871,680)	(0.31)
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		1,057,938	0.38
純資産総額		280,861,290	100.00

（2）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

＜株式＞

発行地	銘柄名	業種	株数	簿価額（円）		評価額（円）		投資比率（%）
				単価	金額	単価	金額	
日本	京セラ	電気機器	635,000	12,701	8,065,210,000	13,140	8,343,900,000	2.97
日本	ファナック	電気機器	635,000	12,293	7,806,280,000	12,720	8,077,200,000	2.88
日本	ＴＤＫ	電気機器	635,000	11,551	7,335,190,000	11,920	7,569,200,000	2.69
日本	キヤノン	電気機器	952,500	7,330	6,981,570,000	7,230	6,886,575,000	2.45
日本	アドバンテスト	電気機器	1,270,000	5,281	6,706,420,000	5,370	6,819,900,000	2.43
日本	ＫＤＤＩ	情報・通信	6,350	953,866	6,057,050,000	913,000	5,797,550,000	2.06
日本	東京エレクトロン	電気機器	635,000	8,842	5,614,410,000	9,080	5,765,800,000	2.05
日本	ホンダ	輸送用機器	1,270,000	4,400	5,587,900,000	4,500	5,715,000,000	2.03
日本	信越化学工業	化学	635,000	8,571	5,442,880,000	8,810	5,594,350,000	1.99
日本	ファーストリテイリング	小売業	635,000	8,700	5,524,310,000	8,770	5,568,950,000	1.98
日本	ソフトバンク	情報・通信	1,905,000	2,824	5,379,750,000	2,660	5,067,300,000	1.80
日本	武田薬品工業	医薬品	635,000	7,980	5,067,030,000	7,960	5,054,600,000	1.80
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	635,000	7,729	4,908,160,000	7,800	4,953,000,000	1.76
日本	ソニー	電気機器	635,000	6,708	4,259,290,000	6,330	4,019,550,000	1.43
日本	ＮＴＴデータ	情報・通信	6,350	570,077	3,619,990,000	585,000	3,714,750,000	1.32
日本	セコム	サービス	635,000	5,740	3,644,820,000	5,810	3,689,350,000	1.31
日本	富士フイルムホールディングス	化学	635,000	5,430	3,448,040,000	5,510	3,498,850,000	1.25
日本	エーザイ	医薬品	635,000	5,400	3,428,760,000	5,380	3,416,300,000	1.22
日本	アステラス製薬	医薬品	635,000	5,399	3,428,670,000	5,360	3,403,600,000	1.21
日本	デンソー	輸送用機器	635,000	4,690	2,978,010,000	4,820	3,060,700,000	1.09
日本	オリンパス	精密機器	635,000	4,740	3,010,030,000	4,810	3,054,350,000	1.09
日本	テルモ	精密機器	635,000	4,740	3,010,200,000	4,760	3,022,600,000	1.08
日本	ダイキン工業	機械	635,000	4,460	2,831,880,000	4,490	2,851,150,000	1.02
日本	ミツミ電機	電気機器	635,000	4,081	2,591,510,000	4,420	2,806,700,000	1.00
日本	ＣＳＫホールディングス	情報・通信	635,000	4,270	2,711,730,000	4,340	2,755,900,000	0.98
日本	住友不動産	不動産	635,000	4,258	2,704,130,000	4,020	2,552,700,000	0.91
日本	トレンドマイクロ	情報・通信	635,000	4,159	2,641,090,000	3,980	2,527,300,000	0.90
日本	コマツ	機械	635,000	3,450	2,191,000,000	3,580	2,273,300,000	0.81
日本	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	635,000	3,470	2,203,210,000	3,520	2,235,200,000	0.80
日本	スズキ	輸送用機器	635,000	3,520	2,234,960,000	3,500	2,222,500,000	0.79

ロ　種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別		投資比率（%）
株式		99.62
	電気機器	24.16
	情報・通信	7.98
	輸送用機器	7.00
	化学	6.50
	医薬品	6.46
	機械	4.73
	小売業	4.60
	食料品	3.86
	精密機器	3.19
	卸売業	3.00
	不動産	2.95
	建設	2.73
	非鉄金属	2.35
	サービス	2.25
	銀行	2.23
	ガラス・土石	2.00
	陸運	1.73
	保険	1.46
	繊維製品	1.39
	その他製品	1.29
	証券	1.17
	海運	0.97
	石油・石炭	0.87
	その他金融	0.81
	ゴム製品	0.81
	鉄鋼	0.64
	金属製品	0.54
	電気・ガス	0.46
	倉庫・運輸	0.46
	パルプ・紙	0.44
	鉱業	0.26
	水産・農林	0.18
	空運	0.16
合計		99.62

②　投資不動産物件

該当事項はありません。

③　その他投資資産の主要なもの

＜有価証券指数等先物取引＞

発行地	銘柄名	種類	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	日経平均株価先物　2007-09	買建	48	866,984,681	871,680,000	0.31

財務ハイライト情報

（１）以下の情報は、有価証券届出書「第三部　ファンドの詳細情報　第４　ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

（２）前期の「財務諸表」については、中央青山監査法人による監査を受けており、当期の「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部　ファンドの詳細情報　第４　ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

インデックスファンド２２５

＜貸借対照表＞

(単位:円)

期別		第　18　期 平成18年6月16日現在	第　19　期 平成19年6月18日現在
科　目	注記番号	金　額	金　額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		572,247,241	-
コール・ローン		3,924,614,927	3,610,551,359
親投資信託受益証券		235,092,053,685	237,557,192,635
派生商品評価勘定		18,018,452	27,014,638
未収入金		-	722,577,611
前払金		172,020,000	-
差入委託証拠金		110,250,000	86,400,000
流動資産合計		239,889,204,305	242,003,736,243
資産合計		239,889,204,305	242,003,736,243
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		74,308,867	-
前受金		-	6,080,000
未払金		19,217,449	-
未払収益分配金		1,817,616,221	1,504,007,057
未払解約金		279,376,164	708,564,950
未払受託者報酬		134,988,549	127,909,656
未払委託者報酬		566,952,176	537,220,816
その他未払費用		2,227,136	2,142,189
流動負債合計		2,894,686,562	2,885,924,668
負債合計		2,894,686,562	2,885,924,668
純資産の部			
元本等			
元本		605,872,073,710	501,335,685,753
剰余金			
期末欠損金		368,877,555,967	262,217,874,178
（うち分配準備積立金）		(34,729,731,102)	(62,727,579,672)
剰余金合計		△368,877,555,967	△262,217,874,178
元本等合計		236,994,517,743	239,117,811,575
純資産合計		236,994,517,743	239,117,811,575
負債・純資産合計		239,889,204,305	242,003,736,243

＜損益及び剰余金計算書＞

(単位:円)

期別 科目	注記番号	第 18 期 自 平成17年6月17日 至 平成18年6月16日 金額	第 19 期 自 平成18年6月17日 至 平成19年6月18日 金額
営業収益			
受取利息		91,887	9,043,878
有価証券売買等損益		61,668,486,136	53,412,138,950
派生商品取引等損益		559,908,388	486,580,676
営業収益合計		62,228,486,411	53,907,763,504
営業費用			
受託者報酬		252,447,830	264,011,378
委託者報酬		1,060,281,431	1,108,848,331
その他費用		4,247,257	4,392,692
営業費用合計		1,316,976,518	1,377,252,401
営業利益金額		60,911,509,893	52,530,511,103
経常利益金額		60,911,509,893	52,530,511,103
当期純利益金額		60,911,509,893	52,530,511,103
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額		23,931,525,009	11,773,987,841
期首欠損金		529,163,305,580	368,877,555,967
欠損金減少額		267,553,940,739	133,971,862,674
（当期一部解約に伴う欠損金減少額）		(267,553,940,739)	(133,971,862,674)
（当期追加信託に伴う欠損金減少額）		(-)	(-)
欠損金増加額		142,430,559,789	66,564,697,090
（当期一部解約に伴う欠損金増加額）		(-)	(-)
（当期追加信託に伴う欠損金増加額）		(142,430,559,789)	(66,564,697,090)
分配金		1,817,616,221	1,504,007,057
期末欠損金		368,877,555,967	262,217,874,178

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

期別 項目	第 18 期 自 平成17年6月17日 至 平成18年6月16日	第 19 期 自 平成18年6月17日 至 平成19年6月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	-	当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月17日から翌年6月16日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成18年6月17日から平成19年6月18日までとなっております。

約款

＜追加型証券投資信託　インデックスファンド２２５＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価（２２５種・東証）をモデルとして運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

インデックス マザーファンド ２２５受益証券ならびにわが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

インデックス マザーファンド ２２５受益証券に投資を行なうとともに、わが国の証券取引所上場株式に投資を行ない、日経平均株価（２２５種・東証）の動きに連動した投資成果を目指します。

投資成果を日経平均株価（２２５種・東証）の動きにできるだけ連動させるため、株式（マザーファンドにおいて保有する株式を含みます。）への投資にあたっては、バーラ日本株式モデルに従い次のポートフォリオ管理を行ないます。

①投資対象銘柄の中から、原則として100銘柄以上に分散投資を行ないます。

②資金の流出入に伴う売買に当たっては、最適ポートフォリオと信託財産のポートフォリオのカイ離を縮小するために、原則として買付の場合はマイナス・カイ離率の多い銘柄から順番に、売却の場合はプラス・カイ離率の多い銘柄から順番に行ないます。

③株式の組入比率は、高位を保ちます。

株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50％以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運　用　制　限

(1)株式への実質投資割合には制限を設けません。

(2)投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(3)有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行ないます。

(4)スワップ取引は、約款第21条の２の範囲で行ないます。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

利子・配当収入を中心に分配を行いますが、分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託　インデックスファンド２２５　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。
（信託事務の委託）
第１条の2 受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。
（信託の目的、金額および追加信託の限度額）
第２条　委託者は、金389億6,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
②　委託者は、受託者と合意の上、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第７項、第40条、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による解約の日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第３条の2 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、証券取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第２条第13項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第４条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第５条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第５条　委託者は、第２条第１項による受益権については389億6,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第６条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第６条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
（追加日時の異なる受益権の内容）
第７条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第８条　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受

益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第５条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、保護預り会社または第36条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関および委託者の指定する証券会社（証券取引法第２条第９項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第２条第２号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の２第３項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第９条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第10条　委託者は、第５条第１項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。なお、この場合においては、第36条第３項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に限り、１口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。また、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込にかかる受益権について、第36条第３項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。

②　委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第５条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。

③　前２項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第36条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④　第１項および第２項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、１口につき１円に、１円に２％の率を乗じて得た手数料および当該手数料に対する消費税に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料は、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下

「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して３ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の１口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の基準価額とすることができます。

なお、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑦　第４項の規定にかかわらず、受益者が第36条第３項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の１年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑨　前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第11条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第12条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第13条　（削　除）

（記名式の受益証券の再交付）

第14条　（削　除）

（毀損した場合等の再交付）

第15条　（削　除）

（受益証券の再交付の費用）

第16条　（削　除）

（投資の対象とする資産の種類）

第16条の2　この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条

各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1.有価証券
2.有価証券指数等先物取引に係る権利
3.有価証券オプション取引に係る権利
4.外国市場証券先物取引に係る権利
5.金銭債権
6.約束手形
7.金融先物取引に係る権利
8.金融デリバティブ取引に係る権利
9.金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。）の受益権

②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1.為替手形

（運用の指図範囲）

第17条　委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託インデックス マザーファンド ２２５（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（それぞれ証券取引法第２条において定めのあるものをいいます。）に投資することを指図します。

1.株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
2.短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
3.外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
4.投資信託または外国投資信託の受益証券
5.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券
6.貸付債権信託受益権

なお、第１号の証券または証書を以下「株式」といい、第４号および第５号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②　前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1.預金
2.指定金銭信託
3.コール・ローン
4.手形割引市場において売買される手形

③　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることなる投資の指図をしません。

④　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所が開設する市場に上場されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第20条　（削　除）

（信用取引の指図範囲）

第20条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図を

することができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2.株式分割により取得する株券
3.有償増資により取得する株券
4.売り出しにより取得する株券
5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第21条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金及び償還金等ならびに第17条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第17条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第21条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条の3 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を第２項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

②　前項の株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

③　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

④　委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（海外金融先物市場における先物取引および先物オプション取引の目的・範囲）

第22条　（削　除）

（有価証券の保管）

第22条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の表示および記載の省略）

第24条　信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第26条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券または金融商品等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第27条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第28条　信託財産に属する有価証券について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第29条　この信託の計算期間は、毎年６月17日から翌年６月16日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第３条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第30条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第31条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第32条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52以内の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第33条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配します。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　（削　除）

③　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（追加信託金および一部解約金の計算処理）

第34条　（削　除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日にお

いて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年１月４日以降においても、第37条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第８条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第39条第３項により信託の一部解約が行なわれた場合および第38条第１項により委託者の指定する証券会社が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第８条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第39条第３項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

⑤ 一部解約金は、第39条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として４営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関）

第36条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については第36条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第38条　委託者の指定する証券会社は、受益者の請求があるときは、１口単位をもってその受益権を買取ります。

②　受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

③　受益者は、平成19年１月４日以降の第１項の請求をするときは、委託者の指定する証券会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第１項の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④　委託者の指定する証券会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第１項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消すことができます。

⑤　前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第２項の規定に準じて算定された価額とします。

（一部解約）

第39条　受益者（前条の委託者の指定する証券会社を含みます。）は、昭和63年12月16日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

⑤　委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第４項の規定に準じて算定した価額とします。

⑦　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第39条の2　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約を行ないません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥　前３項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがうものとします。

（委託者の認可取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第45条第４項に該当する場合を除き、その当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第45条の規定にしたがい新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更を行ないません。

⑤　委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第45条の2　第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第40条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（信託期間の延長）

第46条　（削　除）

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）
第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　則

第１条　変更後の第10条の規定は、平成18年３月17日以降の取得申込について適用します。
第２条　この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
第３条　（削　除）
第４条　（削　除）
第５条　（削　除）
第６条　変更後の第29条の規定は、第８計算期間の翌期初より適用するものとします。
第７条　変更後の第31条の規定は、平成11年７月１日より適用するものとします。
第８条　変更後の第６条第１項の規定は、平成12年４月４日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。
②　変更後の第６条第２項の規定は、平成11年９月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。
第９条　変更後の第32条第１項の規定は、平成11年12月１日以降計上される信託報酬より適用します。
②　変更後の第32条第３項の規定は、平成９年４月１日以降計上される信託報酬より適用します。
第10条　第36条第７項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年３月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年３月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。
第11条　変更後の第38条の各規定は、平成12年４月３日以降の買取請求より適用します。
第12条　平成18年12月29日現在の信託約款第８条、第９条および第11条から第16条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　昭和63年６月17日

東京都千代田区有楽町一丁目１番３号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都港区芝三丁目23番１号
受託者　三井アセット信託銀行株式会社

約款変更実施予定日　平成19年10月１日

追加型証券投資信託 インデックスファンド２２５ 約款　　第１条
第17条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
（信託の種類、委託者および受託者） 第１条 ①この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。	（信託の種類、委託者および受託者） 第１条 ①この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。
（運用の指図範囲） 第17条 ①委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託インデックス マザーファンド ２２５（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（それぞれ証券取引法第２条において定めのあるものをいいます。）に投資することを指図します。 （以下省略） ②～④（略）	（運用の指図範囲） 第17条 ①委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託インデックス マザーファンド ２２５（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（それぞれ証券取引法第２条において定めのあるものをいいます。）に投資することを指図します。 （同　左） ②～④（同　左）

（参考）金融商品取引法等の施行に伴う信託約款の変更内容について

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の（委託者の認可取消等に伴う取扱い）の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えください。（下線部は変更部分を示します。）

追加型証券投資信託　インデックスファンド２２５　約款　第42条

約款の新旧対照表

新	旧
（委託者の登録取消等に伴う取扱い） 第42条 ①委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。	（委託者の認可取消等に伴う取扱い） 第42条 ①委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

用語集 ※投資信託の基本的な用語を簡潔にまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。

委託会社（委託者）
いたくがいしゃ（いたくしゃ）
投資信託の運用を行なう会社です。

解約価額
かいやくかがく
投資信託を解約請求によって換金する時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額のことです。

解約請求（解約）
かいやくせいきゅう（かいやく）
投資信託の換金方法の一つで、受益者が販売会社を通じて委託会社に解約を請求する方法のことです。（なお、受益者が販売会社に受益権の買取りを請求する換金方法を買取請求（買取）といいます。）

繰上償還
くりあげしょうかん
信託期間を繰り上げて信託（運用）を終了させることです。

個別元本超過額
こべつがんぽんちょうかがく
解約価額から各受益者の個別元本を差し引いた額のことです。償還金・解約金を受け取る場合、個別元本超過額が所得税および地方税の課税対象となります。

自動けいぞく投資
じどうけいぞくとうし
販売会社と受益者との契約により、税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資することをいいます。なお、販売会社により取扱いできない場合や一部異なる場合があります。

収益分配
しゅうえきぶんぱい
投資信託の決算期末に、運用によって得た収益などを保有口数に応じて受益者に分配することです。また、その分配される金額を収益分配金または分配金といいます。

受益者
じゅえきしゃ
投資信託を購入した投資家のことです。

純資産総額
じゅんしさんそうがく
信託財産の総額（信託財産に属する資産を時価などで評価して得た金額）から負債総額（運用に必要な費用などのコスト）を控除した金額のことです。

償還
しょうかん
投資信託の信託契約を解約し、信託（運用）を終了することです。

信託期間
しんたくきかん
信託財産を運用する期間のことで、運用開始日（設定日）から運用終了日（償還日）までのことです。

信託財産
しんたくざいさん
投資信託が保有するすべての資産（組入有価証券、現金など）のことです。

ファンドマネージャー
投資信託の運用を行なう人（金融資産を運用する専門家）のことです。

ポートフォリオ
株式や債券など、複数の資産や銘柄の組合わせ、あるいはそうした資産構成のことです。

目論見書（投資信託説明書）
もくろみしょ（とうししんたくせつめいしょ）
投資家に交付することが義務づけられている投資信託の説明資料です。投資家が投資信託を購入するにあたって知っておくべき重要な情報（特色、運用方針、信託報酬、手数料など）が記載されています。
目論見書には、お申込みの際にあらかじめまたは同時に投資家に交付される「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。

約款（信託約款）
やっかん（しんたくやっかん）
投資信託の仕組みや運営、管理などの詳細について規定したものをいいます。委託会社と受託会社は、この信託約款に基づいて信託契約を締結しています。

リスクとリターン
投資によって得られる収益をリターンといい、その収益を獲得するにあたっての不確実性をリスクといいます。一般的にリスクが高いとリターンは高く、その逆にリスクが低いとリターンは低くなります。

日興アセットマネジメントの照会先
ホームページアドレス　http://www.nikkoam.com/
0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。（半休日となる場合は午前9時～正午）
携帯サイトQRコード

I 0709.idx225

nikko am

投資信託説明書
請求目論見書
2007.9.15

インデックスファンド225

追加型株式投資信託／インデックス型（日経225連動型）／自動けいぞく投資適用

設定・運用は
日興アセットマネジメント

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

「インデックスファンド２２５」（マザーファンドを含みます。）は、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- **投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。**また、**銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。**
- **投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。**
- **投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。**

◆この目論見書により行なう「インデックスファンド２２５」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第５条の規定により有価証券届出書を平成 19 年９月 14 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年９月 15 日にその効力が発生しております。

― 目　次 ―

	頁
第１　【ファンドの沿革】	1
第２　【手続等】	1
１　【申込（販売）手続等】	
２　【換金（解約）手続等】	
第３　【管理及び運営】	4
１　【資産管理等の概要】	
（１）【資産の評価】	
（２）【保管】	
（３）【信託期間】	
（４）【計算期間】	
（５）【その他】	
２　【受益者の権利等】	
第４　【ファンドの経理状況】	7
１　【財務諸表】	
（１）【貸借対照表】	
（２）【損益及び剰余金計算書】	
（３）【注記表】	
（４）【附属明細表】	
２　【ファンドの現況】	
【純資産額計算書】	
第５　【設定及び解約の実績】	18

第１【ファンドの沿革】

昭和 63 年　6 月 17 日　　ファンドの信託契約締結、運用開始
平成 13 年 10 月 26 日　　ファミリーファンド方式の導入
平成 15 年　3 月 18 日　　信託期間を無期限に変更

第２【手続等】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間

原則として、午後３時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前 11 時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（５）申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（６）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社 ホームページ アドレス　http://www.nikkoam.com/ コールセンター 電話番号　0120-25-1404 午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。 （半休日となる場合は午前９時～正午）

（７）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（８）受付の中止および取消

委託会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

（９）償還乗換

・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

（10）乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の１年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前 11 時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社 ホームページ アドレス　http://www.nikkoam.com/ コールセンター 電話番号　0120-25-1404 午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。 （半休日となる場合は午前９時～正午）

（５）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し 10%（内国法人は所得税のみの７%））を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

（６）解約単位

１口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）解約代金の支払い

手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して４営業日目からお支払いします。

（８）受付の中止および取消

・委託会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

＜買取請求による換金＞

（１）買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前 11 時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）買取制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）買取価額

買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

（５）手取額

１口当たりの手取額は、当該買取価額となります。

（６）買取単位

１口単位

※販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）受付の中止および取消

・販売会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。

・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

第３【管理及び運営】

１【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

②　有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日における証券取引所の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。

③　基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　http://www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。
（半休日となる場合は午前９時～正午）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（昭和 63 年６月 17 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年６月 17 日から翌年６月 16 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）対象インデックスが改廃の場合

ニ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（１ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

４）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より認可※の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

※なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読み替えます。

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

５）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

４）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④　異議の申立て

１）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

２）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

⑤　公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

⑦　関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

２【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第４【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、第 18 期計算期間（平成 17 年 6 月 17 日から平成 18 年 6 月 16 日まで）の財務諸表については、中央青山監査法人による監査を受けており、第 19 期計算期間（平成 18 年 6 月 17 日から平成 19 年 6 月 18 日まで）の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成１８年7月２５日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

中央青山監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　藤井義雄

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鳥飼裕一

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスファンド２２５の平成１７年6月１７日から平成１８年6月１６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び注記表及並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスファンド２２５の平成１８年6月１６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成１９年７月２４日

日興アセットマネジメント株式会社
　取締役会御中

あらた監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士

業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスファンド２２５の平成１８年６月１７日から平成１９年６月１８日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスファンド２２５の平成１９年６月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１【財務諸表】

インデックスファンド２２５

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

期別 科目	注記番号	第 18 期 平成18年6月16日現在 金額	第 19 期 平成19年6月18日現在 金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		572,247,241	－
コール・ローン		3,924,614,927	3,610,551,359
親投資信託受益証券		235,092,053,685	237,557,192,635
派生商品評価勘定		18,018,452	27,014,638
未収入金		－	722,577,611
前払金		172,020,000	－
差入委託証拠金		110,250,000	86,400,000
流動資産合計		239,889,204,305	242,003,736,243
資産合計		239,889,204,305	242,003,736,243
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		74,308,867	－
前受金		－	6,080,000
未払金		19,217,449	－
未払収益分配金		1,817,616,221	1,504,007,057
未払解約金		279,376,164	708,564,950
未払受託者報酬		134,988,549	127,909,656
未払委託者報酬		566,952,176	537,220,816
その他未払費用		2,227,136	2,142,189
流動負債合計		2,894,686,562	2,885,924,668
負債合計		2,894,686,562	2,885,924,668
純資産の部			
元本等			
元本		605,872,073,710	501,335,685,753
剰余金			
期末欠損金		368,877,555,967	262,217,874,178
（うち分配準備積立金）		（ 34,729,731,102 ）	（ 62,727,579,672 ）
剰余金合計		△368,877,555,967	△262,217,874,178
元本等合計		236,994,517,743	239,117,811,575
純資産合計		236,994,517,743	239,117,811,575
負債・純資産合計		239,889,204,305	242,003,736,243

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

期別 科目	注記番号	第 18 期 自 平成17年6月17日 至 平成18年6月16日 金額	第 19 期 自 平成18年6月17日 至 平成19年6月18日 金額
営業収益			
受取利息		91,887	9,043,878
有価証券売買等損益		61,668,486,136	53,412,138,950
派生商品取引等損益		559,908,388	486,580,676
営業収益合計		62,228,486,411	53,907,763,504
営業費用			
受託者報酬		252,447,830	264,011,378
委託者報酬		1,060,281,431	1,108,848,331
その他費用		4,247,257	4,392,692
営業費用合計		1,316,976,518	1,377,252,401
営業利益金額		60,911,509,893	52,530,511,103
経常利益金額		60,911,509,893	52,530,511,103
当期純利益金額		60,911,509,893	52,530,511,103
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額		23,931,525,009	11,773,987,841
期首欠損金		529,163,305,580	368,877,555,967
欠損金減少額		267,553,940,739	133,971,862,674
（当期一部解約に伴う欠損金減少額）		（ 267,553,940,739 ）	（ 133,971,862,674 ）
（当期追加信託に伴う欠損金減少額）		(－)	(－)
欠損金増加額		142,430,559,789	66,564,697,090
（当期一部解約に伴う欠損金増加額）		(－)	(－)
（当期追加信託に伴う欠損金増加額）		（ 142,430,559,789 ）	（ 66,564,697,090 ）
分配金		1,817,616,221	1,504,007,057
期末欠損金		368,877,555,967	262,217,874,178

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第 18 期 自 平成17年6月17日 至 平成18年6月16日	第 19 期 自 平成18年6月17日 至 平成19年6月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	－	当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月17日から翌年6月16日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成18年6月17日から平成19年6月18日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第 18 期 平成18年6月16日現在	第 19 期 平成19年6月18日現在
1. 期首元本額 756,649,641,356 円 期中追加設定元本額 236,072,573,713 円 期中解約元本額 386,850,141,359 円 2. 計算期間末日における受益権の総数 605,872,073,710 口 3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は368,877,555,967円であります。	1. 期首元本額 605,872,073,710 円 期中追加設定元本額 116,555,349,848 円 期中解約元本額 221,091,737,805 円 2. 計算期間末日における受益権の総数 501,335,685,753 口 3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は262,217,874,178円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 18 期 自 平成17年6月17日 至 平成18年6月16日	第 19 期 自 平成18年6月17日 至 平成19年6月18日
分配金の計算過程 A 計算期末における費用控除後の配当等収益 2,318,717,641 円 B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 33,332,641,862 円 C 信託約款に定める収益調整金 83,113,915,457 円 D 信託約款に定める分配準備積立金 895,987,820 円 E 分配対象収益（A+B+C+D） 119,661,262,780 円 F 分配対象収益（一口当たり） 0.1975 円 （一万口当たり） 1,975 円 G 分配金額 1,817,616,221 円 H 分配金額（一口当たり） 0.0030 円 （一万口当たり） 30 円	分配金の計算過程 A 計算期末における費用控除後の配当等収益 2,398,349,275 円 B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 38,358,173,987 円 C 信託約款に定める収益調整金 74,105,857,378 円 D 信託約款に定める分配準備積立金 23,475,063,467 円 E 分配対象収益（A+B+C+D） 138,337,444,107 円 F 分配対象収益（一口当たり） 0.2759 円 （一万口当たり） 2,759 円 G 分配金額 1,504,007,057 円 H 分配金額（一口当たり） 0.0030 円 （一万口当たり） 30 円

（有価証券に関する注記）

第 18 期（自 平成 17 年 6 月 17 日 至 平成 18 年 6 月 16 日）

売買目的有価証券

（単位:円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	235,092,053,685	50,496,524,072
合 計	235,092,053,685	50,496,524,072

第 19 期（自 平成 18 年 6 月 17 日 至 平成 19 年 6 月 18 日）

売買目的有価証券

（単位:円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	237,557,192,635	43,857,735,824
合 計	237,557,192,635	43,857,735,824

（デリバティブ取引等に関する注記）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

	第 18 期 自 平成17年6月17日 至 平成18年6月16日	第 19 期 自 平成18年6月17日 至 平成19年6月18日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、およびスワップ取引であります。	同左
取引の利用目的および取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。

Ⅱ　取引の時価等に関する事項

（株式関連）　　（単位：円）

区分	種　　類	第18期（平成18年6月16日現在）			
		契　約　額　等		時　　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	3,173,980,000	－	3,118,280,000	△55,700,000
合計		3,173,980,000	－	3,118,280,000	△55,700,000

（単位：円）

区分	種　　類	第19期（平成19年6月18日現在）			
		契　約　額　等		時　　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	2,156,520,000	－	2,184,000,000	27,480,000
合計		2,156,520,000	－	2,184,000,000	27,480,000

（注）時価の算定方法

１．計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。

２．先物取引の残高表示は契約額ベースです。

３．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第　18　期 平成18年6月16日現在		第　19　期 平成19年6月18日現在	
１口当たり純資産額	0.3912 円	１口当たり純資産額	0.4770 円
（１万口当たり純資産額）	(3,912 円)	（１万口当たり純資産額）	(4,770 円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)　株式

該当事項はありません。

(2)　株式以外の有価証券

（親投資信託受益証券）

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備　考
親投資信託受益証券	インデックス マザーファンド２２５	133,676,885,170	237,557,192,635	
合計		133,676,885,170	237,557,192,635	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは「インデックス マザーファンド２２５」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「インデックス マザーファンド２２５」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

インデックス マザーファンド２２５

（１）貸借対照表

（単位：円）

対象年月日 科　目	注記番号	平成18年6月16日現在 金　額	平成19年6月18日現在 金　額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		519,554,763	840,205,500
株式		270,341,561,600	282,620,938,300
派生商品評価勘定		1,190,378	11,205,452
未収入金		12,125,000	874,349,000
未収配当金		1,117,606,867	1,074,167,280
前払金		97,240,000	4,000,000
流動資産合計		272,089,278,608	285,424,865,532
資産合計		272,089,278,608	285,424,865,532
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		49,831,400	－
未払金		1,475,635	－
未払解約金		223,870,000	800,850,000
流動負債合計		275,177,035	800,850,000
負債合計		275,177,035	800,850,000
純資産の部			
元本等			
元本		188,709,930,862	160,166,334,525
剰余金			
剰余金		83,104,170,711	124,457,681,007
剰余金合計		83,104,170,711	124,457,681,007
元本等合計		271,814,101,573	284,624,015,532
純資産合計		271,814,101,573	284,624,015,532
負債・純資産合計		272,089,278,608	285,424,865,532

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

対象期間 項　目	自 平成17年6月17日 至 平成18年6月16日	自 平成18年6月17日 至 平成19年6月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 同左 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90％を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金の計上基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

平成18年6月16日現在		平成19年6月18日現在	
１．期首	平成17年6月17日	１．期首	平成18年6月17日
期首元本額	235,603,087,301 円	期首元本額	188,709,930,862 円
期首からの追加設定元本額	18,440,898,149 円	期首からの追加設定元本額	21,015,644,077 円
期首からの解約元本額	65,334,054,588 円	期首からの解約元本額	49,559,240,414 円
平成18年6月16日現在の元本の内訳	※	平成19年6月18日現在の元本の内訳	※
インデックスファンド２２５	163,213,033,661 円	インデックスファンド２２５	133,676,885,170 円
インデックスファンド２２５ ＶＡ（適格機関投資家向け）	23,608,043,695 円	インデックスファンド２２５ ＶＡ（適格機関投資家向け）	21,083,770,239 円
ＰＦ インデックスファンド２２５（適格機関投資家向け）	610,163,723 円	ＰＦ インデックスファンド２２５（適格機関投資家向け）	2,089,118,901 円
年金積立 インデックスファンド２２５	1,278,689,783 円	年金積立 インデックスファンド２２５	3,316,560,215 円
（合計）	188,709,930,862 円	（合計）	160,166,334,525 円
２．本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	188,709,930,862 口	２．本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	160,166,334,525 口
３．担保資産		３．担保資産	
デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次の通りであります。		デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次の通りであります。	
株式	433,000,000 円	株式	635,000,000 円

※　当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

対象期間（自　平成 17 年 6 月 17 日　至　平成 18 年 6 月 16 日）

売買目的有価証券

（単位:円）

種　類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	270,341,561,600	55,392,176,052
合 計	270,341,561,600	55,392,176,052

対象期間（自　平成 18 年 6 月 17 日　至　平成 19 年 6 月 18 日）

売買目的有価証券

（単位:円）

種　類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	282,620,938,300	49,836,094,033
合 計	282,620,938,300	49,836,094,033

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

Ⅰ　取引の状況に関する事項

	自　平成17年6月17日 至　平成18年6月16日	自　平成18年6月17日 至　平成19年6月18日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、およびスワップ取引であります。	同左
取引の利用目的および取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。

Ⅱ　取引の時価等に関する事項

（株式関連）　（単位:円）

区分	種　　類	平成18年6月16日現在			
		契　約　額　等		時　　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,495,600,000	－	1,447,240,000	△48,360,000
合計		1,495,600,000	－	1,447,240,000	△48,360,000

（単位:円）

区分	種　　類	平成19年6月18日現在			
		契　約　額　等		時　　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,553,720,000	－	1,565,200,000	11,480,000
合計		1,553,720,000	－	1,565,200,000	11,480,000

（注）時価の算定方法

１．計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。

２．先物取引の残高表示は契約額ベースです。

３．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成18年6月16日現在		平成19年6月18日現在	
１口当たり純資産額	1.4404 円	１口当たり純資産額	1.7771 円
（１万口当たり純資産額）	（14,404 円）	（１万口当たり純資産額）	（17,771 円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)　株式

（単位:株、円）

銘　　柄		株　　数	評 価 額		備　　考
			単価	金額	
1332	日本水産	641,000	836	535,876,000	
1605	国際石油開発帝石ホールディングス	641	1,160,000	743,560,000	
1721	コムシスホールディングス	641,000	1,471	942,911,000	
1801	大成建設	641,000	430	275,630,000	
1802	大林組	641,000	696	446,136,000	
1803	清水建設	641,000	722	462,802,000	
1812	鹿島	641,000	511	327,551,000	
1861	熊谷組	641,000	269	172,429,000	
1925	大和ハウス工業	641,000	1,785	1,144,185,000	
1928	積水ハウス	641,000	1,731	1,109,571,000	
1963	日揮	641,000	2,355	1,509,555,000	
2002	日清製粉グループ本社	641,000	1,243	796,763,000	
2202	明治製菓	641,000	559	358,319,000	
2261	明治乳業	641,000	815	522,415,000	
2282	日本ハム	641,000	1,486	952,526,000	
2501	サッポロホールディングス	641,000	825	528,825,000	
2502	アサヒビール	641,000	1,936	1,240,976,000	
2503	キリンビール	641,000	1,817	1,164,697,000	
2531	宝ホールディングス	641,000	828	530,748,000	
2602	日清オイリオグループ	641,000	730	467,930,000	
2768	双日	64,100	574	36,793,400	
2779	三越	641,000	622	398,702,000	
2801	キッコーマン	641,000	1,770	1,134,570,000	
2802	味の素	641,000	1,422	911,502,000	
2871	ニチレイ	641,000	617	395,497,000	
2914	ＪＴ	3,205	622,000	1,993,510,000	
3101	東洋紡	641,000	361	231,401,000	
3103	ユニチカ	641,000	158	101,278,000	
3105	日清紡	641,000	1,773	1,136,493,000	
3110	日東紡	641,000	499	319,859,000	
3382	セブン＆アイ・ホールディングス	641,000	3,470	2,224,270,000	
3401	帝人	641,000	678	434,598,000	
3402	東レ	641,000	910	583,310,000	
3404	三菱レイヨン	641,000	881	564,721,000	
3405	クラレ	641,000	1,412	905,092,000	
3407	旭化成	641,000	812	520,492,000	
3861	王子製紙	641,000	605	387,805,000	
3864	三菱製紙	641,000	266	170,506,000	
3865	北越製紙	641,000	654	419,214,000	
3893	日本製紙グループ本社	641	409,000	262,169,000	
4004	昭和電工	641,000	438	280,758,000	
4005	住友化学	641,000	834	534,594,000	
4021	日産化学工業	641,000	1,440	923,040,000	
4041	日本曹達	641,000	488	312,808,000	
4042	東ソー	641,000	630	403,830,000	
4045	東亜合成	641,000	469	300,629,000	
4061	電気化学工業	641,000	544	348,704,000	
4063	信越化学工業	641,000	8,570	5,493,370,000	
4151	協和発酵工業	641,000	1,166	747,406,000	

4183	三井化学	641,000	922	591,002,000	
4188	三菱ケミカルホールディングス	320,500	1,063	340,691,500	
4208	宇部興産	641,000	376	241,016,000	
4272	日本化薬	641,000	954	611,514,000	
4324	電通	6,410	343,000	2,198,630,000	
4452	花王	641,000	3,290	2,108,890,000	
4502	武田薬品工業	641,000	7,980	5,115,180,000	
4503	アステラス製薬	641,000	5,400	3,461,400,000	
4506	大日本住友製薬	641,000	1,233	790,353,000	
4507	塩野義製薬	641,000	2,025	1,298,025,000	
4519	中外製薬	641,000	2,350	1,506,350,000	
4523	エーザイ	641,000	5,400	3,461,400,000	
4543	テルモ	641,000	4,740	3,038,340,000	
4568	第一三共	641,000	3,220	2,064,020,000	
4689	ヤフー	2,564	43,850	112,431,400	
4704	トレンドマイクロ	641,000	4,160	2,666,560,000	
4901	富士フイルムホールディングス	641,000	5,430	3,480,630,000	
4902	コニカミノルタホールディングス	641,000	1,805	1,157,005,000	
4911	資生堂	641,000	2,635	1,689,035,000	
5001	新日本石油	641,000	1,118	716,638,000	
5002	昭和シェル石油	641,000	1,548	992,268,000	
5016	新日鉱ホールディングス	641,000	1,177	754,457,000	
5101	横浜ゴム	641,000	902	578,182,000	
5108	ブリヂストン	641,000	2,470	1,583,270,000	
5201	旭硝子	641,000	1,654	1,060,214,000	
5202	日本板硝子	641,000	536	343,576,000	
5232	住友大阪セメント	641,000	345	221,145,000	
5233	太平洋セメント	641,000	537	344,217,000	
5301	東海カーボン	641,000	1,111	712,151,000	
5332	ＴＯＴＯ	641,000	1,075	689,075,000	
5333	日本ガイシ	641,000	2,965	1,900,565,000	
5401	新日本製鐵	641,000	883	566,003,000	
5405	住友金属工業	641,000	725	464,725,000	
5406	神戸製鋼所	641,000	473	303,193,000	
5411	ＪＦＥ　ホールディングス	64,100	7,650	490,365,000	
5631	日本製鋼所	641,000	1,825	1,169,825,000	
5701	日本軽金属	641,000	326	208,966,000	
5706	三井金属	641,000	584	374,344,000	
5707	東邦亜鉛	641,000	1,157	741,637,000	
5711	三菱マテリアル	641,000	671	430,111,000	
5713	住友金属鉱山	641,000	2,710	1,737,110,000	
5714	ＤＯＷＡホールディングス	641,000	1,286	824,326,000	
5715	古河機械金属	641,000	275	176,275,000	
5801	古河電気工業	641,000	689	441,649,000	
5802	住友電気工業	641,000	1,807	1,158,287,000	
5803	フジクラ	641,000	873	559,593,000	
5901	東洋製罐	641,000	2,370	1,519,170,000	
6103	オークマ	641,000	1,800	1,153,800,000	
6301	コマツ	641,000	3,450	2,211,450,000	
6302	住友重機械工業	641,000	1,463	937,783,000	
6326	クボタ	641,000	1,048	671,768,000	
6361	荏原	641,000	586	375,626,000	
6366	千代田化工建設	641,000	2,475	1,586,475,000	
6367	ダイキン工業	641,000	4,460	2,858,860,000	
6471	日本精工	641,000	1,304	835,864,000	
6472	ＮＴＮ	641,000	1,076	689,716,000	
6473	ジェイテクト	641,000	2,215	1,419,815,000	
6479	ミネベア	641,000	701	449,341,000	
6501	日立製作所	641,000	903	578,823,000	

6502	東芝	641,000	985	631,385,000	
6503	三菱電機	641,000	1,158	742,278,000	
6504	富士電機ホールディングス	641,000	590	378,190,000	
6508	明電舎	641,000	481	308,321,000	
6674	ジーエス・ユアサ　コーポレーション	641,000	297	190,377,000	
6701	ＮＥＣ	641,000	627	401,907,000	
6702	富士通	641,000	900	576,900,000	
6703	沖電気工業	641,000	230	147,430,000	
6752	松下電器産業	641,000	2,575	1,650,575,000	
6753	シャープ	641,000	2,400	1,538,400,000	
6758	ソニー	641,000	6,710	4,301,110,000	
6762	ＴＤＫ	641,000	11,550	7,403,550,000	
6764	三洋電機	641,000	203	130,123,000	
6767	ミツミ電機	641,000	4,080	2,615,280,000	
6770	アルプス電気	641,000	1,185	759,585,000	
6773	パイオニア	641,000	1,783	1,142,903,000	
6796	クラリオン	641,000	178	114,098,000	
6841	横河電機	641,000	1,673	1,072,393,000	
6857	アドバンテスト	1,282,000	5,280	6,768,960,000	
6902	デンソー	641,000	4,690	3,006,290,000	
6952	カシオ計算機	641,000	1,996	1,279,436,000	
6954	ファナック	641,000	12,290	7,877,890,000	
6971	京セラ	641,000	12,700	8,140,700,000	代用有価証券50,000株
6976	太陽誘電	641,000	2,675	1,714,675,000	
6991	松下電工	641,000	1,572	1,007,652,000	
7003	三井造船	641,000	673	431,393,000	
7004	日立造船	641,000	256	164,096,000	
7011	三菱重工業	641,000	789	505,749,000	
7012	川崎重工業	641,000	502	321,782,000	
7013	石川島播磨重工業	641,000	443	283,963,000	
7201	日産自動車	641,000	1,361	872,401,000	
7202	いすゞ自動車	641,000	645	413,445,000	
7203	トヨタ自動車	641,000	7,730	4,954,930,000	
7205	日野自動車	641,000	699	448,059,000	
7211	三菱自動車	641,000	182	116,662,000	
7231	トピー工業	641,000	461	295,501,000	
7261	マツダ	641,000	712	456,392,000	
7267	ホンダ	1,282,000	4,400	5,640,800,000	
7269	スズキ	641,000	3,520	2,256,320,000	
7270	富士重工業	641,000	604	387,164,000	
7731	ニコン	641,000	3,410	2,185,810,000	
7733	オリンパス	641,000	4,740	3,038,340,000	
7751	キヤノン	961,500	7,330	7,047,795,000	
7752	リコー	641,000	2,810	1,801,210,000	
7762	シチズンホールディングス	641,000	1,137	728,817,000	
7911	凸版印刷	641,000	1,271	814,711,000	
7912	大日本印刷	641,000	1,802	1,155,082,000	
7951	ヤマハ	641,000	2,555	1,637,755,000	
8001	伊藤忠商事	641,000	1,455	932,655,000	
8002	丸紅	641,000	1,005	644,205,000	
8015	豊田通商	641,000	2,985	1,913,385,000	
8031	三井物産	641,000	2,520	1,615,320,000	
8035	東京エレクトロン	641,000	8,840	5,666,440,000	
8053	住友商事	641,000	2,375	1,522,375,000	
8058	三菱商事	641,000	3,270	2,096,070,000	
8233	高島屋	641,000	1,444	925,604,000	
8238	伊勢丹	641,000	1,874	1,201,234,000	
8252	丸井	641,000	1,513	969,833,000	
8253	クレディセゾン	641,000	3,190	2,044,790,000	

8267	イオン	641,000	2,300	1,474,300,000	
8303	新生銀行	641,000	519	332,679,000	
8306	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	641	1,430,000	916,630,000	
8308	りそなホールディングス	641	310,000	198,710,000	
8309	三井トラスト・ホールディングス	641,000	1,102	706,382,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	641	1,200,000	769,200,000	
8331	千葉銀行	641,000	1,087	696,767,000	
8332	横浜銀行	641,000	883	566,003,000	
8355	静岡銀行	641,000	1,258	806,378,000	
8403	住友信託銀行	641,000	1,248	799,968,000	
8404	みずほ信託銀行	641,000	250	160,250,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	641	899,000	576,259,000	
8583	三菱ＵＦＪニコス	641,000	370	237,170,000	
8601	大和証券グループ本社	641,000	1,346	862,786,000	
8603	日興コーディアルグループ	320,500	1,676	537,158,000	
8604	野村ホールディングス	641,000	2,505	1,605,705,000	
8606	新光証券	641,000	634	406,394,000	
8752	三井住友海上火災保険	641,000	1,598	1,024,318,000	
8755	損保ジャパン	641,000	1,587	1,017,267,000	
8766	ミレアホールディングス	320,500	5,260	1,685,830,000	
8795	Ｔ＆Ｄホールディングス	64,100	8,680	556,388,000	
8801	三井不動産	641,000	3,660	2,346,060,000	
8802	三菱地所	641,000	3,590	2,301,190,000	
8803	平和不動産	641,000	922	591,002,000	
8815	東急不動産	641,000	1,402	898,682,000	
8830	住友不動産	641,000	4,260	2,730,660,000	
9001	東武鉄道	641,000	563	360,883,000	
9005	東京急行電鉄	641,000	850	544,850,000	
9007	小田急電鉄	641,000	779	499,339,000	
9008	京王電鉄	641,000	815	522,415,000	
9009	京成電鉄	641,000	735	471,135,000	
9020	東日本旅客鉄道	641	935,000	599,335,000	
9021	西日本旅客鉄道	641	572,000	366,652,000	
9062	日本通運	641,000	719	460,879,000	
9064	ヤマトホールディングス	641,000	1,762	1,129,442,000	
9101	日本郵船	641,000	1,160	743,560,000	
9104	商船三井	641,000	1,621	1,039,061,000	
9107	川崎汽船	641,000	1,423	912,143,000	
9202	全日本空輸	641,000	472	302,552,000	
9205	日本航空	641,000	239	153,199,000	
9301	三菱倉庫	641,000	2,155	1,381,355,000	
9412	スカパーＪＳＡＴ	641	52,500	33,652,500	
9432	日本電信電話	641	560,000	358,960,000	
9433	ＫＤＤＩ	6,410	954,000	6,115,140,000	
9437	ＮＴＴドコモ	641	199,000	127,559,000	
9501	東京電力	64,100	3,930	251,913,000	
9502	中部電力	64,100	3,180	203,838,000	
9503	関西電力	64,100	2,890	185,249,000	
9531	東京ガス	641,000	599	383,959,000	
9532	大阪ガス	641,000	460	294,860,000	
9602	東宝	64,100	2,275	145,827,500	
9613	ＮＴＴデータ	6,410	570,000	3,653,700,000	
9681	東京ドーム	641,000	616	394,856,000	
9735	セコム	641,000	5,740	3,679,340,000	
9737	ＣＳＫホールディングス	641,000	4,270	2,737,070,000	
9766	コナミ	641,000	2,950	1,890,950,000	
9983	ファーストリテイリング	641,000	8,700	5,576,700,000	
9984	ソフトバンク	1,923,000	2,825	5,432,475,000	
合計		131,885,750		282,620,938,300	

(2)　株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 19 年 6 月 29 日現在です。

【純資産額計算書】

Ⅰ	資産総額	235,880,714,569 円
Ⅱ	負債総額	438,653,280 円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ-Ⅱ）	235,442,061,289 円
Ⅳ	発行済数量	493,379,498,101 口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.4772 円

（参考）インデックス マザーファンド ２２５

純資産額計算書

Ⅰ	資産総額	283,220,114,912 円
Ⅱ	負債総額	2,358,824,835 円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ-Ⅱ）	280,861,290,077 円
Ⅳ	発行済数量	157,933,682,035 口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7783 円

第５【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第 10 計算期間	98,960,513,808	78,434,479,158
第 11 計算期間	94,421,362,807	105,126,743,731
第 12 計算期間	62,927,721,102	111,313,740,164
第 13 計算期間	302,589,396,148	37,811,505,608
第 14 計算期間	351,395,097,896	113,642,888,421
第 15 計算期間	286,131,639,594	119,791,583,062
第 16 計算期間	268,852,455,959	348,498,909,136
第 17 計算期間	265,346,884,328	243,915,555,959
第 18 計算期間	236,072,573,713	386,850,141,359
第 19 計算期間	116,555,349,848	221,091,737,805

日興アセットマネジメントの照会先
ホームページアドレス　http://www.nikkoam.com/
0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。（半休日となる場合は午前9時～正午）
携帯サイトQRコード

I 0709.idx225

日興アセットマネジメントの照会先
ホームページアドレス　http://www.nikkoam.com/
0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。（半休日となる場合は午前9時～正午）
携帯サイトQRコード

I 0709.idx225